

一宮市教育委員会公告式規則の一部改正について

一宮市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和5年3月24日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

規則の公布、公告等について、市のウェブサイトを設置した掲示場に掲示して行うことができるようにするため、本案を提出します。

令和5年 月 日

一宮市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第 号

一宮市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

一宮市教育委員会公告式規則(昭和31年一宮市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第4条 規則の公布及び規程その他の公表は、 <u>次の場所</u>  に掲示してこれを行う。 <u>一宮市役所本庁舎の掲示場</u>	第4条 規則の公布及び規程その他の公表は、 <u>一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項又は第3項に規定する掲示場</u> に掲示してこれを行う。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する  
規則の一部改正について

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和5年3月24日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正するため、本案を提出します。

令和5年 月 日

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第 号

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する  
規則

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成18年一宮市教育  
委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第 47条の6の規定に基づき設置する学校運営協 議会(以下「協議会」という。)に関し必要な 事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第 47条の5の規定に基づき設置する学校運営協 議会(以下「協議会」という。)に関し必要な 事項を定めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第16号議案

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の解嘱について

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の解嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和5年3月24日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市連区公民館長連絡協議会副会長退任及び辞任届が提出されたため、社会教育法第15条及び第30条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員 解嘱該当者

氏 名	備 考
すぎもと さとる 杉本 智	一宮市連区公民館長連絡協議 会副会長退任(連区公民館長退 任) のため

氏 名	備 考
いとう けんいち 伊藤 健一	辞任届が提出されたため

2. 解嘱日

令和5年3月31日

一宮市連区公民館長の委嘱について

一宮市連区公民館長の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和5年3月24日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

任期満了に伴う改選のため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市連区公民館長 委嘱候補者

地区名	氏名	新任 再任
宮西	<small>もり まきあき</small> 森 雅昭	再
貴船	<small>おかにし ひでゆき</small> 岡西 英之	再
神山	<small>みやた しげる</small> 宮田 繁	再
大志	<small>もり ひろし</small> 森 博史	再
向山	<small>かすや かずお</small> 粕谷 和男	新
富士	<small>おおがわら ひろし</small> 大河原 寛	新
葉栗	<small>おおた のぶお</small> 太田 伸生	新
西成	<small>くまざわ よしつぐ</small> 熊澤 良嗣	再
丹陽	<small>すずき たけし</small> 鈴木 猛	新
浅井	<small>かわはら みつる</small> 川原 充	新
北方	<small>まえしま しげひろ</small> 前島 繁博	再
大和	<small>うちだ しげる</small> 内田 茂	再
今伊勢	<small>はせがわ まる</small> 長谷川 守	新
奥	<small>えんどう としお</small> 遠藤 利男	再
萩原	<small>いとう としかず</small> 伊藤 敏一	新
千秋	<small>はせがわ たけし</small> 長谷川 武	再
起	<small>いしがき ひでみつ</small> 石垣 栄三	再
小信 中島	<small>いわた ひとし</small> 岩田 均	新
三条	<small>たけうち きよし</small> 竹内 喜代司	新
大徳	<small>にしわき やすひろ</small> 西脇 保廣	新
朝日	<small>ひらまつ のりお</small> 平松 憲雄	再
開明	<small>ほり えつろう</small> 堀 悦朗	新
木曾川	<small>おおた たかこ</small> 太田 孝子	再

2. 委嘱期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日



一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和5年3月24日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
相当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
55	一宮ウインドアン サンプル 団長 <small>わたなべ</small> 渡邊 <small>まなぶ</small> 学	一宮ウインドアン サンプル第36回 定期演奏会with 愛知県立一宮商 業高校ブラスバン ド部	吹奏楽の生演奏会	令和5年5月7日(日)	アイプラザ一 宮	無料	(7)